

○山武市総合評価方式一般競争入札実施要領

平成30年4月25日告示第88号

改正

令和5年2月27日告示第18号

山武市総合評価方式一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山武市が発注する工事の一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、設計金額1億5,000万円以上の工事のうち、入札価格及び入札参加者の技術力等を総合的に評価して落札者を決定することが適当と認められるものとする。

2 市長は、当該工事の一般競争入札に総合評価方式を適用しようとするときは、あらかじめ平成23年山武市訓令第4号により設置された山武市入札参加資格等審査委員会（以下「資格委員会」という。）にその適否を諮るものとする。

3 市長は、資格委員会の意見を聴いて、総合評価方式を適用するか否かを決定するものとする。

(落札者決定基準の設定)

第3条 財政課長は、当該工事の一般競争入札に総合評価方式を適用しようとするときは、当該工事を所轄する各課等の長と協議の上、当該工事に関し政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を作成し、資格委員会に提出しなければならない。

2 市長は、資格委員会及び次条に定める学識経験者の意見を聴いて、落札者決定基準を決定するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を決定しようとするときは、政令第167条の10の2第4項の規定により学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 前項において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

(入札公告に掲げる事項)

第5条 市長は、総合評価方式による一般競争入札を実施するときは、山武市財務規則（平成18年規則第52号。以下「財務規則」という。）第128条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札参加者に提出を求める技術力等の審査に供する書類（以下「技術資料」という。）の提出に関する事項
- (2) 技術提案等の内容が履行できなかった場合等の措置
- (3) 総合評価方式に関する審査結果の公表に関する事項
- (4) 提出された技術資料の内容について、市長が必要があると認めるときは、配置予定技術者等に対し聴き取りを行う旨
- (5) その他、総合評価方式による一般競争入札の実施に関し市長が必要と認める事項（技術資料の提出）

第6条 入札参加者は、技術資料を公告に定められた期日までに提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の技術資料の提出については、公告に定める方法によるものとする。
- 3 財政課長は、技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技術資料の内容について、配置予定技術者等に対し聴き取りを行ったときは、この限りでない。
- 4 定められた期日までに技術資料の提出がない入札参加者のした入札は、無効とする。（総合評価の方法）

第7条 総合評価の方法は、技術評価点を入札価格で除する方式とする。

- 2 技術評価点は、標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる加算点を加えて算出する。
- 3 加算点は、各評価項目において技術力等に応じて与えられる得点の合計を、別途落札者決定基準において定める方法により換算して算出する。
- 4 評価値は、技術評価点を入札価格で除して算出する。（技術資料の審査及び評価）

第8条 財政課長は、入札参加者から提出された技術資料について、落札者決定基準に基づいて審査するものとする。

（落札者の決定）

第9条 財政課長は、入札参加資格を満たし、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定するものとする。ただし、第4条第3項の規定により学識経験者の意見を聴く必要がある場合又は財務規則第130条の2の規定により低入札価格調査基準価格を設けた場合は、この限りでない。

- (1) 入札価格が予定価格を超えていないこと。

(2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

2 市長は、評価値の最も高い者が複数の場合においては、評価値の最も高い者のうち技術評価点で減点のない者を落札者として決定する。

3 前項において技術評価点に減点のない者が二人以上いるか又は減点のない者がいないときは、評価値の最も高い者のうち入札金額の最も低い者を落札者として決定する。

4 前項において入札金額の最も低い者が二人以上いるときは、ちば電子調達システムを利用した電子くじにより落札者を決定する。

(技術提案等の内容が履行できなかった場合等の措置)

第10条 市長は、総合評価方式による一般競争入札を経て契約した工事については、総合評価方式により評価した項目の履行状況について確認を行い、履行がされなかったと認められる場合は、山武市建設工事成績評定要領（平成18年訓令第47号）に基づき実施する工事成績の評定において、工事成績評定点を3点減ずる。

2 市長は、総合評価方式による一般競争入札を経て契約する工事の契約書には、前項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

(技術資料の取扱)

第11条 市長は、技術資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 市長は、入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しないものとする。

(入札結果の公表)

第12条 市長は、総合評価方式による一般競争入札において落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 工事の名称

(2) 工事の場所

(3) 総合評価方式によった旨

(4) 評価項目、配点及び評価基準

(5) 入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値

(6) 入札結果

(7) 請負金額

(8) 予定価格及び基準評価値

(9) 調査基準価格

- (10) 価格による失格基準
 - (11) 当該工事を所轄する課等
- (補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式による一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年2月27日告示第18号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。